

大情個審答申第 12 号
平成 24 年 10 月 5 日

大津市長 越 直 美 様

大津市情報公開・個人情報保護審査会
会長 駒 林 良 則

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項等について（答申）

平成 24 年 8 月 9 日付け、大福福第 2 3 1 号で諮問のありましたことについて、審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、今回適当と認めた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められ、個人情報の取扱いについて万全の保護措置を図られるよう要請します。

記

1 個人情報の目的外の利用・提供制限の例外に関する事項(条例第12条第2項関係)について
諮問された事項については、別紙のとおりその一部につき、公益上の必要性その他相当の理由があり、個人情報の提供については、やむを得ないものと認められる。

個人情報目的外の利用・提供制限の例外に関する事項(条例第12条第2項関係)

(個別事項)

番号	項目 (所管課)	目的外利用・提供が認められる理由
1	民生委員児童委員活動推進事務 (福祉政策課)	<p>諮問の内容は、以前から民生委員児童委員に提供している居住者状況表及び居住者異動状況表の「人員」と「声かけ印」の項目を「年齢区分ごとの世帯員数」の項目に変更したいというものである。</p> <p>まず、実施機関が設けた年齢区分のうち「65歳から75歳未満」「75歳以上」の高齢者については、平成19年9月20日付けの当審査会の答申を受けて「声かけ印」として提供してきた情報に対応するものであり、大規模な災害時の安否確認や非難支援等に欠かせない情報と認められることから、当該情報を提供はやむを得ないものと判断する。</p> <p>次に、年齢区分のうち「6歳未満」の児童については、学齢に達するまでの児童であって、児童虐待の早期発見、早期対応のためには民生委員児童委員が行う見守り活動に代わるべき広範で網羅的な社会的枠組みが外に存在せず、情報提供の有用性が認められる。また、「6歳から12歳未満」の児童については、民生委員児童委員活動以外に学校においても子どもの状態を把握することはできるが、児童虐待を受ける蓋然性が相当程度認められ、情報の提供の有用性が認められる。ところで、民生委員児童委員の職務は児童の福祉の増進を図ることとされており、児童福祉法はその対象とする児童を満18歳に満たない者としているが、「12歳から18歳未満」の児童については、児童虐待を受ける蓋然性が12歳未満の児童と比較して低くなるため、情報提供の判断を行うに当たっては、提供の必要性和個人情報の保護が比例性を欠くことのないよう慎重な判断を求めるものである。</p> <p>次に、「18歳から65歳未満」の区分については、全国的に見て孤立死の発生は報告されているものの、その発生の蓋然性は高いとは認められず、また、問題を抱える世帯についてはその必要性に応じて個別に対応することが適当であって、18歳から65歳未満の方のみで構成されてい</p>

		<p>る世帯の世帯員数を、一律に提供することは適当ではないと判断する。</p> <p>なお、これまでと同様、民生委員児童委員に対しては、個人情報の保護に万全を期すため、提供する情報の安全な保管や、委員の交代時も含め、知りえた個人情報をみだりに漏らしたりすることのないよう指導を徹底されたい。</p>
--	--	---